

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	26	
番号法別表第2の項	37	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第五の項 特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励費に関する法律第1条, 第2条	特別支援教育就学奨励事業実施要綱 第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 県は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校、県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程(以下「特別支援学校等」という。)への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校等へ就学する幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、予算で定めるところにより、児童等の保護者等に対し特別支援学校等への就学のため必要な経費(以下「就学奨励費」という。)を支弁するものとし、その支弁については、この要綱に定めるところによる。
独自利用事務の関連規範		特別支援教育就学奨励事業実施要綱